

# 大規模工作物等に係る四万十川条例許可基準の再検討⑦

## (9) 太陽光発電施設をめぐる県外自治体の動向等

平成27年度全国景観会議中国・四国ブロック会議資料より

昨今の太陽光発電施設の建設を受け、景観法に基づく景観計画や運用基準の策定など、各自治体で対応の動きが高まっている。

	都道府県・区市町村	条例・規則等	太陽光発電に係る内容
景観法に基づくもの	北海道函館市	函館市景観計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観形成街路沿道区域においては、地上設置型の太陽光発電設備を設置する場合は、<u>公共的な場所から直接見えないよう配慮</u>する必要がある。</li> </ul>
	石川県金沢市	金沢市景観計画  金沢市：重要文化的景観「城下町の伝統と文化」選定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モジュール面積の合計が50㎡を超える太陽光発電設備の新設等を行う場合、<u>届出が必要</u>であり、景観形成方針、基準に適合しなければならない。</li> <li>・太陽光発電設備等を設置する場合は、<u>公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努めること、パネルは反射が少なく模様が目立たないものの採用に努めること</u>などが定められている。</li> </ul>
景観法によらないもの	広島県	ふるさと広島 <small>の</small> 景観の保全と創造に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模行為届出対象地域及び景観形成地域では、高さ13m又は建築面積1,000㎡を超えるものを設置する場合、届出を行い、<u>景観形成に配慮されているか審査</u>される。</li> </ul>
	大分県杵築市	杵築市再生可能エネルギー発電設備設置事業指導要綱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5,000㎡以上の土地を使用した再生可能エネルギー発電設備設置事業を行う場合、<u>市との協議、地元（周辺）住民への説明会の開催が必要</u>となる。</li> </ul>

# 大規模工作物等に係る四万十川条例許可基準の再検討⑧

## (10) 四万十川条例及び施行規則の改訂方針(案)

### ケース1

①現状、明確な位置付けが出来ていない**太陽光発電施設**を大規模工作物に明記(施行規則)。

②売電目的(個人の住宅用は除く)の太陽光発電施設は、景観や生態系への影響や**回廊地区**における許可基準(上記)により、原則、これを設置しない。

- 私権の制限にもなるため、過去の実績との整合を含め、県法務課に確認する必要あり  
→(県法務課回答)過去の許可済み案件との違いを明確に整理する必要がある。
- 条例規則改正後の適用とする(現在、協議中のものは適用外とする)

③**保全・活用地区**における太陽光発電施設は、次頁の新たに定める施行規則を満足すれば、許可することができる(許可を要す規模は改正なし)。

### ケース2

①現状、明確な位置付けが出来ていない**太陽光発電施設**を大規模工作物に明記(施行規則)。

②**回廊地区**及び**保全・活用地区**における売電目的(個人の住宅用は除く)の太陽光発電施設は、次頁の新たに定める施行規則を満足すれば、許可することができる(許可を要す規模は改正なし)。

☆ケース1の改正は現時点では、困難と考えられる。

☆ケース2の改正とする場合、実際の下協議で課題となった問題点を明確化するとともに、許可する場合も、より県民に説明できる内容とする。



※ケース1課題の再検討、ケース2の具体化や追加項目の有無等について、より流域5市町と協議等、連携を強化する。



次回、四万十川流域保全振興委員会(平成28年度上半期予定)に向け、改正(案)の絞込みを行う。

# 大規模工作物等に係る四万十川条例許可基準の再検討⑨

## (11) ケース1: 保全・活用地区、ケース2: 回廊、保全・活用地区における条例施行規則課題等の整理と方針(案)

### ※個別案件の課題(下協議内容 本資料①)より

#### 【1】浸水実績水位に対する安全な計画

(現状)  
条文(本資料P2)以外、明記なし

(課題等)  
⇒河川区域内は河川法を遵守。  
河川区域外の浸水実績に対する対策。

(方針案)⇒⇒⇒**{改正}** ↑  
**※浸水実績に対する対策工を実施(規則に明記)**  
水位の把握方法: ハザードマップ・河川整備計画・聞き取り・流量計算、余裕高の基準等を参考に記載。  
(水害のおそれが特に認められる場合は・・・)

#### 【2】排水計画

(現状)  
条文(本資料P2)、規則に**工事中**の濁水対策明記  
(沈砂地)

(課題等)  
⇒**工事中**の沈砂地だけでなく、2次製品等を用い、河川へ安全に排水させる対策。

(方針案)⇒⇒⇒**{改正}** ↑  
**※供用後の排水対策を明記(規則に明記)**  
県開発基準や市町土地環境保全条例等を例示。  
(水害のおそれが特に認められる場合は・・・)

#### 【3】希少動植物調査

(現状)  
条文(本資料P2)、規則に重要な動植物の保全明記

(課題等)  
⇒動植物の調査方法など

(方針案)⇒⇒⇒**{現行のとおり}**  
既存の調査結果、新規調査(頻度等)個別案件で決定。

#### 【4】関係機関等との合意形成

(現状)  
条文(本資料P2: 第3条)記載あり。

(課題等)  
⇒関係機関や地元等の反対 など

(方針案)⇒⇒⇒**{改正}**  
**※関係機関や地元等への説明を明記(規則に明記)**  
県版ガイドライン(県新エネルギー推進課作成中)の運用。

#### 【5】施設の遮蔽

(現状)  
条文(本資料P2)、規則に中高木の植樹明記

(課題等)  
⇒中木(1~3m以上)の植樹が明記されているが、景観の保全項目でなく、生態の保全項目として定められている

(方針案)⇒⇒⇒**{改正}**  
**※施設の遮蔽を明記: 河川・道路からの眺望(規則の景観保全の項目に追加)**  
四万十市四万十川景観計画等との整合性。

### ※全体的な課題より

#### 【1】大規模工作物の定義

(現状)  
規則に太陽光発電施設の明記なし

(要検討項目)  
⇒県開発基準、景観計画等との整合性。

(方針案)⇒⇒⇒**{改正}**  
**※太陽光発電施設を明記(規則)**

#### 【2】跡地の整理

(現状)  
撤去の場合の景観配慮

(要検討項目)  
⇒維持管理や放置の課題

(方針案)⇒⇒⇒**{改正}**  
**※適切な維持管理や撤去・処分項目の追加**

#### 【3】雑則(違反行為)

(現状)  
条文(本資料P2)明記あり

(要検討項目)  
⇒流域市町の事例収集、集約等

(方針案)⇒⇒⇒**{現行のとおり}**  
今後の事例によって要検討項目。

## 太陽光発電施設 県内に続々

H27.8.1  
高知新聞(朝刊)第24面

### 大岐メガ反対署名2.8万人 住民組織 市長に経過報告

【清水】土佐清水市 市の西本繁光会長ら。ゼミ民衆をくんで大岐の大規模太陽光発電所(メガソーラー)を訪問。西本会長が設置に反対する住民組織は31日、6月下旬から行っている反対署名活動について、目標の1万人を大きく上回る2万8778人が集まったとして、同市役所で泥谷光信市長と永野裕夫市議会議長に報告した。

「土佐清水の豊かな自然を未来につなぐ」

「清水」土佐清水市 市の西本繁光会長ら。ゼミ民衆をくんで大岐の大規模太陽光発電所(メガソーラー)を訪問。西本会長が設置に反対する住民組織は31日、6月下旬から行っている反対署名活動について、目標の1万人を大きく上回る2万8778人が集まったとして、同市役所で泥谷光信市長と永野裕夫市議会議長に報告した。

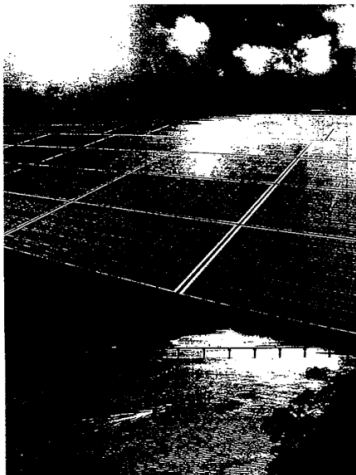
「土佐清水の豊かな自然を未来につなぐ」

## 土地活用や投資で普及

高知郡廣町六丁の「低リスク」四万十川総合建設は今春、西村善治市長が所管する近郊の山肌に1700平方メートルの太陽光パネルを設置した。この一画は、山肌を削り、土壌を改良し、パネルを設置する。二酸化炭素削減に貢献する。山肌を削り、土壌を改良し、パネルを設置する。二酸化炭素削減に貢献する。

## 中小規模 分譲ビジネスも

分譲ビジネスも。四万十川沿いにパネル設置。自然景観と共存は可能か。四万十川沿いにパネル設置。自然景観と共存は可能か。



日照量の多さもある。太陽光発電施設。四万十川沿いに自然景観との調和も図られている。高知市 康裕(制作)

## 太陽光発電施設の設置事例(四万十市)



H26.9.1  
高知新聞(朝刊)第30面

## 自然景観と共存は可能か

四万十川沿いにパネル設置。自然景観と共存は可能か。四万十川沿いにパネル設置。自然景観と共存は可能か。